

稚内市 高齢者虐待対応マニュアル



令和3年3月

稚内市生活福祉部 長寿あんしん課
(稚内市地域包括支援センター)

はじめに

介護保険制度の普及とともに、高齢者への虐待が家庭や介護施設などで表面化し社会問題となる中、平成 17 年 11 月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という）が成立し、平成 18 年 4 月から施行されました。

本市でも高齢者虐待防止法の主旨を踏まえ、高齢者虐待を防止し、養護者の支援を行いその負担軽減を図るため、早期発見、対応、関係機関との連携が円滑となるよう平成 20 年 5 月に稚内市高齢者虐待対応マニュアルを作成しました。

今日までに、地域や関係機関の皆様にご協力いただきながら、高齢者の権利擁護に努めてまいりましたが、全国的にも高齢者虐待は増加傾向にあり、本市においては増加とまではいかないまでもその内容は深刻化、複雑化している状況です。

本市といたしましては、虐待に発展させない予防的関わり、早期発見、対応が特に重要と考えており、地域や関係機関の皆様と共通の認識を持った対応ができるよう、この度稚内市高齢者虐待対応マニュアルを改訂することとなりました。

今後も高齢者が尊厳をもって地域で安心して暮らしていただけるよう、本マニュアルを活用した研修会の開催、市民への普及啓発などに努めてまいります。本マニュアルがより適切な対応や虐待防止推進の一助となれば幸いです。

なお、本マニュアル作成にあたり、貴重なご意見、ご協力を頂きました稚内市高齢者虐待防止連絡会議の構成団体の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

稚内市

目次

第1章 高齢者虐待防止法と基本的視点	
1 マニュアルの趣旨・目的	4
2 高齢者虐待防止法のポイント	4
3 養護者による高齢者虐待類型の例	5
4 養介護施設従事者等による高齢者虐待類型の例	7
5 高齢者虐待において着目すべき点	10
6 高齢者虐待防止ネットワークの構築	11
第2章 養護者による高齢者虐待の対応	
1 高齢者虐待の予防	14
2 養護者による高齢者虐待対応フローチャート	16
3 各機関の基本的な役割とフローにおける対応の分担	17
4 高齢者虐待の早期発見・相談・通報	19
5 行政権限の行使等	20
6 養護者（家族等）への支援	22
7 財産上の不当取引による被害の防止	23
8 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用	24
第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応	
1 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応フローチャート ～北海道が指定権限を有する介護保険施設・事業所の場合～	26
2 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応フローチャート ～市が指定権限を有する地域密着型介護保険事業所の場合～	27
3 市による相談・通報・届出への対応	28
4 事実の確認・道への報告	29
5 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表	30
6 身体拘束に対する考え方	30
7 不適切な介護や対応について	32
8 養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因	32
9 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止	34
第4章 Q&A	
	38

第5章 資料	
1 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	42
2 高齢者への虐待発見チェックリスト	54
3 稚内市高齢者虐待防止連絡会議実施要領	57
4 参考文献・資料等	59